

○経済産業省告示第四十九号

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第四十三条第二項、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第八十条第二項、一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第八十二条第二項及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十七条第二項の規定に基づき、保安検査の方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣 世耕 弘成

保安検査の方法を定める告示の一部を改正する告示

保安検査の方法を定める告示（平成十七年経済産業省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

保安検査の方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

製造施設	保安検査の方法
一 〔略〕	一 〔略〕
二 液化石油ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第六号に掲げる製造施設を除く。）	二 高圧ガス保安協会規格 K H K S 0 8 5 0 ー 2（2017）保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））
三 一般高圧ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第七号に掲げる製造施設を除く。）	三 高圧ガス保安協会規格 K H K S 0 8 5 0 ー 1（2017）保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド及びワールド・エバポレータ関係を除く。））
四 コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設（次号から第八号までに掲げる製造施設を除く。）	四 高圧ガス保安協会規格 K H K S 0 8 5 0 ー 3（2017）保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド及びワールド・エバポレータ関係を除く。））
五 コンビナート等保安規則	五 高圧ガス保安協会規格

改正前

保安検査の方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

製造施設	保安検査の方法
一 〔略〕	一 〔略〕
二 液化石油ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第六号に掲げる製造施設を除く。）	二 高圧ガス保安協会規格 K H K S 0 8 5 0 ー 2（2011）保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））
三 一般高圧ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第七号に掲げる製造施設を除く。）	三 高圧ガス保安協会規格 K H K S 0 8 5 0 ー 1（2011）保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド及びワールド・エバポレータ関係を除く。））
四 コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設（次号から第八号までに掲げる製造施設を除く。）	四 高圧ガス保安協会規格 K H K S 0 8 5 0 ー 3（2011）保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド及びワールド・エバポレータ関係を除く。））
五 コンビナート等保安規則	五 高圧ガス保安協会・高

の適用を受ける製造施設であつて、輸入された液化天然ガスを直接受け入れ、当該液化天然ガス又はこれを気化した天然ガスを他の施設に送り出すためのもの（次号又は第七号に掲げる製造施設を除く。）	KHKS 085017 (2018) 保安検査基準（LNG受入基地関係）	六 製造設備が液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二項第二十号に定める液化石油ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二項第十四号に定める特定液化石油ガススタンドをいう。）である製造施設	六 高圧ガス保安協会規格KHKS 085016 (2017) 保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）	七 製造設備が天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第二項第二十三号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第二十四号に定める液化天然ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二項第十五号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第十五号の二に定める液化天然	七 高圧ガス保安協会規格KHKS 085015 (2017) 保安検査基準（天然ガススタンド関係）
の適用を受ける製造施設であつて、輸入された液化天然ガスを直接受け入れ、当該液化天然ガス又はこれを気化した天然ガスを他の施設に送り出すためのもの（次号又は第七号に掲げる製造施設を除く。）	圧ガスLNG協会共同規格KHKS/KLKS 085017 (2011) 保安検査基準（LNG受入基地関係）	六 製造設備が液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二項第二十号に定める液化石油ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二項第十四号に定める特定液化石油ガススタンドをいう。）である製造施設	六 高圧ガス保安協会規格KHKS 085016 (2011) 保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）	七 製造設備が天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第二項第二十三号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第二十四号に定める液化天然ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二項第十五号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第十五号の二に定める液化天然	七 高圧ガス保安協会規格KHKS 085015 (2011) 保安検査基準（天然ガススタンド関係）

ガススタンドをいう。）で ある製造施設 八 〔略〕	
ガススタンドをいう。）で ある製造施設 八 〔略〕	八 〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、平成三十年四月三十日から施行する。